老年者の福祉に関する法律第三十七条第二項の規定により、老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第十条の四第一項及び第十一条第一項の規定を適用する事務

二　令和七年度北海道遠別町、令和七年度別海町及び令和七年度鑑別町における物価高騰等の影響に鑑み、北海道遠別町、別海町及び鑑別町が行う物価高騰等の影響に鑑みた生活の安定を図るための施策を実施するために必要な経費の財源に充てるための地方交付税の交付について

三　令和七年度岩手県紫波町、令和七年度岩手県紫波町及び令和七年度岩手県紫波町における物価高騰等の影響に鑑みた生活の安定を図るための施策を実施するために必要な経費の財源に充てるための地方交付税の交付について

附　則

この告示は、公布の日から適用する。

○総務省告示第三百九十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十七条第一項の規定による政治団体の解散に係る収支に関する報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

令和七年十二月二十五日

総務大臣　林　芳正

政治団体の収支報告書の要旨（単位　円）

令和７年解散分

［**政党の支部**］

公明党衆議院比例区東海第１総支部

国会議員関係政治団体の区分　法第十九条の七第一項第一号

公職の候補者の氏名等　大口　善徳

公職の候補者に係る公職の種類等　衆議院議員

報告年月日　7. 3. 5（7. 2.19解散）

1　収入総額	1,358,156
前年繰越額	1,357,414
本年収入額	742
2　支出総額	1,358,156
3　本年収入の内訳	
その他の収入	742
一件十万円未満のもの	742
4　支出の内訳	
経常経費	226,276
備品・消耗品費	49,488
事務所費	176,788
政治活動費	1,131,880
［うち本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出］	1,110,854
組織活動費	21,026
寄附・交付金	1,110,854